

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年6月21日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000293 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100019 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 30 年 7 月の標準賞与額 42 万 2,000 円のうち 40 万 8,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 7 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月 10 日

事業主が平成 30 年 7 月 10 日賞与支給分の届出を忘れたため、記録がない。厚生年金保険料控除額が賞与支給額に比べて少ないため保険料控除額に見合った標準賞与額までしか訂正されないとのことだが、実際の賞与支給額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所が提出した請求期間の給料台帳及び給料支払明細書（賞与）により、請求者は、平成 30 年 7 月 10 日に当該事業所より 42 万 2,000 円の賞与を支給され、40 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 7 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 40 万 8,000 円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000294 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100020 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 30 年 7 月の標準賞与額 32 万 4,000 円のうち 31 万 8,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 7 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月 10 日

事業主が平成 30 年 7 月 10 日賞与支給分の届出を忘れたため、記録がない。厚生年金保険料控除額が賞与支給額に比べて少ないため保険料控除額に見合った標準賞与額までしか訂正されないとのことだが、実際の賞与支給額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 事業所が提出した請求期間の給料台帳及び給料支払明細書（賞与）により、請求者は、平成 30 年 7 月 10 日に当該事業所より 32 万 4,000 円の賞与を支給され、31 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 7 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として 31 万 8,000 円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000295号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2100021号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成30年7月の標準賞与額21万1,000円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年7月10日

事業主が平成30年7月10日賞与支給分の届出を忘れたため、記録がない。厚生年金保険料控除額が賞与支給額に比べて多くても賞与支給額までしか訂正できないとのことだが、実際の保険料控除額に見合った標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所が提出した請求期間の給料台帳及び給料支払明細書(賞与)により、請求者は、平成30年7月10日に当該事業所より21万1,000円の賞与を支給され、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成30年7月の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として21万1,000円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000319 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100022 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日まで  
私が事業主であった A 社の請求期間の標準報酬月額は、当時社会保険事務所に未払い金がなくなると聞かされ、改ざんされたものなので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る請求期間のうち、平成 10 年 11 月から平成 12 年 9 月までの標準報酬月額は、当初 59 万円 (報酬月額 110 万円) と記録されていたところ、平成 12 年 1 月 21 日付けで、平成 11 年の定時決定の記録が取り消され、平成 10 年 11 月に遡及して 9 万 2,000 円に減額処理されていることが確認できる。

また、請求者は、「こうすることによって未払い金がなくなりますのでと聞かされ改ざんされた。」として訂正請求を行い、請求者自身が標準報酬月額を遡及して減額する届出を社会保険事務所の指示のまま提出した旨回答及び陳述している。

一方、請求者は A 社に係る請求期間の賃金台帳として平成 15 年 1 月分 (2 月 25 日支給) 及び同年 2 月分 (3 月 25 日支給) を提出しているが、他に請求期間に係る賃金台帳等の資料はないと回答していることから、請求者の請求期間のうち、平成 10 年 11 月から平成 12 年 9 月までに係る標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額を確認することができない。

また、請求期間当時、A 社が委託契約を結んでいた B 社会保険労務事務所は、同社に係る資料は残っていない旨、及び、日本年金機構は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、その他関連する資料は、保管期限を経過しているためない旨回答しており、請求者の主張を確認することができない。

これらのことから、請求期間のうち、平成 10 年 11 月から平成 12 年 9 月までにおける標準報酬月額について、遡及による減額処理が行われているものの、当該処理が不適正なものであったと認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成 12 年 10 月から平成 15 年 11 月までにおける標準報酬月額については、平成 12 年以降の定時決定により 9 万 8,000 円と記録されているところ、請求者は国の記録どおりの標準報酬月額に対応した厚生年金保険料額を控除し、納付した旨回答しており、9 万 8,000 円とされた当該定時決定が誤りであることを確認できる資料はない。

さらに、請求者が提出した平成 15 年 1 月分及び同年 2 月分の賃金台帳にはそれぞれ支給合計が 59 万円と記載されているだけであり、厚生年金保険料の控除欄もなく、他に請求期間の

賃金台帳等の資料はないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

したがって、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間について、その主張する標準報酬月額に訂正することを認めることはできない。